

講習案内は最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえで申請してください。
受講申請された方は、講習内容に記載されたすべての事項に同意されたものとみなします。

令和6年度 消防設備士法定講習案内

一般社団法人秋田県消防設備協会

消防法第17条の10の規定による消防設備士免状取得者に対する、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、秋田県から委託を受けて次のとおり実施いたします。

1. 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の方
 - (2) 前回の講習を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の方
 - (3) 上記(1)(2)以外の方で受講義務のある方(ご自身でよく確認してください。)
- ※ 講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は、最初の免状交付が基準となります。

2. 講習区分・講習日及び会場

講習区分	講習日	対象となる免状の種類	会場
消火設備	9月4日(水)	甲・乙種 1類・2類・3類	秋田市中通6丁目 7-36 フォーラムアキタ (秋田県労働会館) 3階
警報設備	9月5日(木)	甲・乙種 4類・乙種 7類	
	9月6日(金) *いずれか希望する1日		
避難設備 ・消火器	9月11日(水)	甲・乙種 5類・乙種 6類	
	9月12日(木) *いずれか希望する1日		

※受講申請受付後の講習日変更は、できませんのでご注意ください。

希望する日が定員になり次第、空いている日に変更となりますので、ご了承願います。

(例年、いずれか希望する1日とある場合、初日に集中します。)

3. 講習科目及び講習時間

講習科目等	講習時間等
受付(受講票と消防設備士免状の提出)	8:45 ~ 9:00
オリエンテーション	9:00 ~ 9:05
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	9:05 ~ 11:35
休憩(講習科目一部免除者受付 12:00~12:15)	11:35 ~ 12:20
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	12:20 ~ 16:20
(3) 効果測定(テキスト参照可)・免状交付	16:20 ~ 16:40

4. 講習科目の一部免除（6ヶ月以内に消防設備士法定講習を受講した場合のみ該当）

今回の講習で、2区分以上の講習を受講される方については、2区分目以降の、前記3に掲載の講習科目等(1)が免除されます。希望する方は、受講申請書の□講習科目の一部免除申請に☑をし、必要事項を記入してください。

ただし、講習の最後に行う効果測定は一部免除されません。

5. 受講申請手続（事前申込み）

(1) 受付期間 令和6年7月17日(水)～7月26日(金) ※期間厳守7/26必着

この期間前後の受付は致しません。

郵便物の配達日数を考慮願います。

(2) 受付方法 郵送のみ（信書はメール便等では不可）

不着によるトラブルを避けるため、特定記録郵便または簡易書留等のご利用をお勧めします。

* 複数受講する場合、事業所内で複数人受講する場合は一通の封筒にまとめてお送りください。

(3) 郵送先 〒010-0001 秋田市中通六丁目7番9号 秋田県畜産会館3階
一般社団法人秋田県消防設備協会 宛

6. 提出書類

(1) 受講申請書 1枚（写真貼付：普通紙にカラーコピーしたものは受付できません。）

- ・ 写真は受講申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm横3cm、正面上三分身像、無帽、無背景とし、印画紙又は写真用紙を使用したものを写真貼付欄に貼ってください。（消防庁告示）
- ・ 消防設備士免状の写し（表面・裏面）等倍を受講申請書・消防設備士免状の写し貼付欄に**必ず貼付**してください。（四隅をしっかりと糊づけして、乾いてから送ってください。）
（免状写真の書換期限が過ぎている場合は、書換をしてから申請してください。）

(2) 受講票 1枚

郵便番号・住所・氏名（裏面も）記入し、**63円分の切手**を必ず貼付してください。

受講票は、申請書類の受理後に、受講番号・講習日等を付記して受講申請者に8月中旬頃に郵送します。

受講日の5日前になっても受講票が届かない場合は、必ず電話でお問い合わせください。

7. 受講申請手数料 7,000円分の秋田県収入証紙（非課税）

受講申請書下部の【**秋田県収入証紙貼付欄**】に重ならないように貼付してください。

（貼付欄から多少はみ出しても可）

収入印紙ではありません、割印等はしないでください。

破損等のある秋田県収入証紙では受付できません。

- ◎ 秋田県収入証紙の販売先は、秋田県のホームページ【証紙売りさばき場所】でご確認ください。
当協会では、取り扱いしておりません。

8. 受講申請手続に関する注意事項

- (1) 『受講申請書』及び『受講票』は講習区分ごとに1枚ずつ提出してください。
* 例えば、消火設備と警報設備を受講する場合、受講申請書2枚(各写真・各免状写し貼付)・受講票2枚(各63円分切手貼付)・受講申請手数料7,000円分の秋田県収入証紙 2口(7,000円分×2口)となります。
- (2) 各用紙に必要事項を手書きする場合は、**黒ペン**でご記入してください。
- (3) 受講区分1カ所だけに☑してください。(警報設備、避難設備・消火器は、希望日を☑してください。)
- (4) 消防設備士**免状番号12桁**(免状写真下の番号)を正確にご記入ください。
- (5) 受領した受講申請書および受講申請手数料は、理由如何にかかわらず返却できません。
(*受付期間終了後、即受託先へ申請書類を提出するため)

9. その他

- (1) 講習テキストは、講習当日配布します。
- (2) **写真の期限(10年)が過ぎている方、黒い手帳型、免状を紛失した方は**、一般財団法人消防試験研究センター秋田県支部(☎018-836-5673)で、書換・再交付を受けてから受講申請手続をしてください。
- (3) 講習修了証は、消防設備士免状への修了証明の記載をもって交付としますので、講習日当日に**必ず消防設備士免状と受講票**を持参し、受付に提出してください。
- (4) 遅刻・途中退席者は、講習修了者として認めません。
- (5) 講義中の携帯電話・スマートフォンやパソコン等電子機器の使用、テキスト以外の本や雑誌の読書及び居眠り等の迷惑行為を行った場合は、講習修了者として認められない場合があります。
- (6) 講習の最後には、効果測定を行いますので、筆記用具を必ず持参してください。
- (7) 受講申請書の記載事項については、消防設備士法定講習における名簿の作成及び講習履歴のデータ作成にのみ使用します。
- (8) 不足分の書類については、当協会のホームページから、ダウンロードしてください。
<https://www.syoubounet.jp/akita/> ■講習案内・法令等に基づく各講習
*申請書と受講票は別シートになっていますので、それぞれダウンロードしてください。
- (9) 駐車場は各自で対応いただくか、公共の交通機関をご利用ください。
- (10) 空調の温度については、各自の体感温度が異なりますので、調節できる服装で受講してください。
- (11) 災害や気象状況の悪化等により、講習を延期または中止する場合があります。
- (12) 発熱・咳等の症状がある場合は、受講をお控えいただきますようお願い致します。

* ご不明な点は、一般社団法人秋田県消防設備協会(☎018-835-5880)へお問い合わせください。